

エ 現行の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程

第3条第1項第2号イを削り、同号ウ中「議事録抄本」を「議事録謄本」に改め、同ウを同号イとし、同条第2項第3号中「（総代会）の議事録抄本」を「又は総代会の議事録謄本」に改め、同項第4号中「変更後」を「現行」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同項第3号中「議事録抄本」を「議事録謄本」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 現行の定款

第6条第2項第1号を削り、同項第2号中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、同号を同項第2号とし、同条第3項中「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、森林経営事業の実施に関する変更の場合にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 森林組合にあつては、法第26条第1項の規定による総組合員の3分の2以上の書面による同意があることを証する書類又は法第26条の2第1項の規定による決議を経たことを証する書類及び同条第2項の規定による手続をしたことを証する書類

(2) 森林組合連合会にあつては、法第101条の2第1項の規定による決議を経たことを証する書類及び同条第2項の規定による手続をしたことを証する書類

第7条各号列記以外の部分中「第100条第3項」の次に「及び第109条第4項」を、「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、「第6号」を「第8号」に改め、同条第4号中「設立準備会の公告の写し及び議事録謄本」を「発起人名簿及び発起人会（法第74条（法第100条第3項において準用する場合を含む。）又は第108条の発起人が、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会を設立するために開催する会議をいう。）の開催を証する書類」に改め、同条中第7号を第

9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「公告」を「開催公告」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 設立目論見書及び設立準備会の開催公告の写し

(6) 定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録謄本

第7条に次の1号を加える。

(10) その他知事が必要と認める書類

第8条各号列記以外の部分中「の規定」を「又は第108条の2第2項の規定」に、「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同条第2号中「総会」を「総会又は総代会」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 清算人名簿

(5) その他知事が必要と認める書類

第9条第1項各号列記以外の部分中「第100条第4項」の次に「及び第109条第5項」を加え、「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 合併後存続する森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会又は合併によつて設立する森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（森林組合連合会にあつては、会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

第9条第1項第3号中「（法第84条の2第1項の規定により総会又は総代会の議決を経ないで合併を行う森林組合にあつては、理事会の議事録謄本）」を削り、同項第4号中「写し」を「謄本」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表

第9条第1項第6号中「第84条第4項」の次に「（法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、同項中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 総代会で合併を決議した森林組合にあつては、法第65条の2第1項の規定に

よる通知の状況を記載した書類

- (9) 法第65条の2第2項の規定による総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- (10) 省令第99条各号に掲げる事項を記載した書類。ただし、前各号に掲げる書類に記載されている事項については、その記載を省略することができる。

第9条第2項各号列記以外の部分中「又は生産森林組合」を「、生産森林組合又は森林組合連合会」に改め、同項第2号中「役員選任録謄本」を「設立委員選任録謄本」に改め、同項第3号中「役員名簿」を「設立委員名簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、法第84条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、第1項各号に掲げる書類（同項第3号及び第8号に掲げる書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 合併によつて消滅する森林組合又は森林組合連合会（以下「解散する組合等」という。）の総会又は総代会の議事録謄本
- (2) 合併後存続する森林組合又は森林組合連合会（以下「存続する組合等」という。）の理事会の議事録謄本
- (3) 解散する組合等の総組合員（准組合員を除く。以下この項において同じ。）の数が存続する組合等の総組合員の数の5分の1（これを下回る割合を存続する組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類
- (4) 解散する組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額が存続する組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を存続する組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類
- (5) 存続する組合等の総組合員の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

第9条の2各号列記以外の部分中「様式第12号の2」を「様式第11号の4」に改め、同条第1号ウ及び同条第2号ウ中「議決した」を「決議した」に、「議事録抄

本」を「議事録謄本」に改め、同条を第9条の4とし、第9条の次に次の2条を加える。

(吸収分割の認可申請)

第9条の2 法第88条の3第2項又は第108条の5第2項の規定により吸収分割の認可を受けようとする森林組合又は森林組合連合会は、吸収分割認可申請書(様式第11号の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 吸収分割理由書及び吸収分割経過報告書
- (2) 吸収分割をする森林組合又は森林組合連合会(以下「吸収分割組合等」という。)及び吸収分割組合の事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継しようとする森林組合又は森林組合連合会(以下「吸収分割承継組合等」という。)の定款、各種事業実施規程、事業計画書(吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(森林組合連合会にあつては、会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- (3) 総会又は総代会の議事録謄本
- (4) 吸収分割契約書の謄本
- (5) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (6) 法第88条の5第1項又は第108条の7において準用する法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- (7) 法第88条の5第1項又は第108条の7において準用する法第67条第2項の規定による手続をしたときは、それを証する書類
- (8) 総代会で吸収分割を決議した森林組合にあつては、法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (9) 法第88条の5第1項において準用する法第65条の2第2項の規定による総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- (10) 省令第99条の2各号及び第99条の3各号に掲げる事項を記載した書類。ただし、前各号に掲げる書類に記載されている事項については、その記載を省略す

ることができる。

(11) その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、法第88条の4第1項若しくは第2項又は第108条の6第1項若しくは第2項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで吸収分割をする場合にあつては、前項各号に掲げる書類（同項第3号及び第8号に掲げる書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 理事会の議事録謄本

(2) 吸収分割組合等が吸収分割によつて吸収分割承継組合等に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類又は吸収分割承継組合等が吸収分割に際して吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその1口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割承継組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類

(3) 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意思の通知を行つていないことを証する書類

（新設分割の認可申請）

第9条の3 法第108条の13第2項の規定により新設分割の認可を受けようとする森林組合又は森林組合連合会は、新設分割認可申請書（様式第11号の3）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 新設分割理由書及び新設分割経過報告書

(2) 新設分割をする森林組合又は森林組合連合会（以下「新設分割組合等」という。）及び新設分割によつて設立する出資連合会（以下「新設分割設立連合会」という。）の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むも

のに限る。)、組合員数(森林組合連合会にあつては、会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類

- (3) 総会又は総代会の議事録謄本
- (4) 設立委員会議の議事録謄本
- (5) 設立委員選任録謄本
- (6) 設立委員名簿(住所、氏名及び年齢を記載したもの)
- (7) 新設分割計画の謄本
- (8) 最終事業年度に係る貸借対照表
- (9) 法第108条の15において準用する法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- (10) 法第108条の15において準用する法第67条第2項の規定による手続をしたときは、それを証する書類
- (11) 総代会で新設分割を決議した森林組合にあつては、法第108条の15において準用する法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- (12) 法第108条の15において準用する法第65条の2第2項の規定による総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
- (13) 省令第99条の4各号に掲げる事項を記載した書類。ただし、前各号に掲げる書類に記載されている事項については、その記載を省略することができる。
- (14) その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、法第108条の14第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで新設分割をする場合にあつては、前項各号に掲げる書類(同項第3号及び第11号に掲げる書類を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 理事会の議事録謄本
- (2) 新設分割によつて新設分割設立連合会に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合等の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を新設分割組合等の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書類

(3) 新設分割組合等の総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の6分の1以上の正組合員又は正会員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

第10条中「議決」を「決議」に改める。

第11条中「若しくは解散」を「、解散若しくは分割」に改める。

第14条第2項中「議決した」を「決議した」に改める。

様式第1号備考以外の部分中「印」を削り、「事業計画書」を「理由書」に、「議事録抄本」を「議事録謄本」に改め、「4 定款の写し」を削り、同様式備考を削る。

様式第2号備考以外の部分中「印」を削り、

「3 事業実績書及び事業計画書
4 総会（総代会）の議事録抄本」を
「3 総会（総代会）の議事録謄本
4 現行の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程」に、
「2 事業廃止後の事務処理計画書
3 総会（総代会）の議事録抄本」を「2 総会（総代会）の議事録謄本」に改

め、同様式備考を削る。

様式第2号の2備考以外の部分中「印」を削り、「議事録抄本」を「議事録謄本」に、「変更後」を「現行」に改め、同様式備考を削る。

様式第3号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号の2備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

様式第8号備考以外の部分中「印」を削り、「第61条第2項（同法第100条第2項）の次に「及び第109条第3項」を加え、「議事録抄本」を「議事録謄本」に、
「（4 財産目録及び貸借対照表）

（5 森林組合法第66条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続を経たことを証する書類）

（6 森林組合法第67条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続を経たことを証する書類）」

を

「 4 現行の定款

(5 森林組合法第66条第2項(同法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たことを証する書類)

(6 森林組合法第67条第2項(同法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たことを証する書類)

(7 森林組合法第26条第1項の規定による総組合員の3分の2以上の書面による同意があることを証する書類又は同法第26条の2第1項の規定による決議を経たことを証する書類及び同条第2項の規定による手続をしたことを証する書類)

(8 森林組合法第101条の2第1項の規定による決議を経たことを証する書類及び同条第2項の規定による手続をしたことを証する書類)

に改め、同様式備考を削る。

様式第8号の2備考以外の部分中「印」を削り、「第100条第2項」の次に「及び第109条第3項」を加え、「議事録抄本」を「議事録謄本」に、「その他知事が必要と認める書類」を「現行の定款」に改め、同様式備考を削る。

様式第9号備考以外の部分中「印」を削り、「第100条第3項」の次に「及び第109条第4項」を加え、「設立準備会の公告の写し及び議事録謄本」を「発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類」に、

「5 設立総会の公告の写し及び議事録謄本

6 役員選挙録謄本 を

7 役員名簿 」

「5 設立目論見書及び設立準備会の開催公告の写し

6 定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録謄本

7 設立総会の開催公告の写し及び議事録謄本 に改め、同様式備考を削る。

8 役員選挙録謄本

9 役員名簿 」

様式第10号備考以外の部分中「印」を削り、「の規定」を「又は第108条の2第2項の規定」に、「総会」を「総会(総代会)」に、

「3 解散の決議時の財産目録及び貸借対照表」を

「3 解散の決議時の財産目録及び貸借対照表
4 清算人名簿」に改め、同様式備考を削る。

様式第11号（吸収合併の場合）備考以外の部分中「存続する組合」を「存続する組合等」に改め、「印」を削り、「解散する組合」を「解散する組合等」に、「において準用する場合を含む。）の」を「及び第109条第5項において準用する場合を含む。）の」に、「及び事業計画書」を「、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類」に改め、「森林組合法第84条の2第1項の規定により」を削り、「森林組合にあつては、」を「場合は、解散する組合等の総会（総代会）議事録謄本及び存続する組合の」に、「写し」を「謄本」に、

「（5 財産目録及び貸借対照表）

（6 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類）

（7 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書類）」

を

「5 最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表

6 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類

（7 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書類）

（8 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類）

（9 森林組合法第65条の2第2項の規定による総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本）

- (10 森林組合法施行規則第99条各号に掲げる事項を記載した書類)
- (11 解散する組合等の総組合員の数が存続する組合等の総組合員の数の5分の1を超えていないことを証する書類)
- (12 解散する組合等の資産の額が存続する組合等の資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類)
- (13 存続する組合等の総組合員の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類)

に改め、同様式（吸収合併の場合）備考を削り、同様式（新設合併の場合）備考以外の部分中「印」を削り、「第84条第2項（同法第100条第4項」の次に「及び第109条第5項」を加え、「及び事業計画書」を「、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類」に改め、「（森林組合法第84条の2第1項の規定により総会又は総代会の議決を経ないで合併を行う森林組合にあつては、理事会の議事録謄本）」を削り、「役員選任録謄本」を「設立委員選任録謄本」に、「役員名簿」を「設立委員名簿」に、「写し」を「謄本」に、

「（8 財産目録及び貸借対照表）

- (9 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類)
- (10 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書類)

を

「 8 最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表

- 9 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- (10 森林組合法第84条第4項（同法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第67条第2項の規定に

よる手続を経たことを証する書類)

(11 森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類)

(12 森林組合法第65条の2第2項の規定による総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本)

(13 森林組合法施行規則第99条各号に掲げる事項を記載した書類) 」

に改め、同様式（新設合併の場合）備考を削り、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第11号の2 (第9条の2関係)

吸収分割認可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

(吸収分割組合等)

所在地

名称

代表者氏名

申請者

(吸収分割承継組合等)

所在地

名称

代表者氏名

森林組合法第88条の3第2項又は第108条の5第2項の規定により吸収分割の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 吸収分割理由書及び吸収分割経過報告書
- 2 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数(会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員
の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 3 総会(総代会)の議事録謄本(総会又は総代会の決議を経ないで吸収分割
をする場合にあっては、理事会の議事録謄本)
- 4 吸収分割契約書の謄本
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表
- 6 森林組合法第88条の5第1項又は第108条の7において準用する同法第66
条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
(7 森林組合法第88条の5第1項又は第108条の7において準用する同法第
67条第2項の規定による手続を経たことを証する書類)

-
- (8 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類)
 - (9 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第2項の規定による総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本)
 - (10 森林組合法施行規則第99条の2各号及び第99条の3各号に掲げる事項を記載した書類)
 - (11 吸収分割組合等が吸収分割承継組合等に承継させる資産の合計額が吸収分割組合等の資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類又は吸収分割承継組合等が吸収分割組合等に対して交付する吸収分割承継組合等に対する出資の口数にその1口当たりの純資産額を乗じて得た額が吸収分割承継組合等の資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類)
 - (12 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の総組合員又は総会員の6分の1以上の正組合員又は正会員が、吸収分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類)
-

様式第11号の3（第9条の3関係）

新設分割認可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
設立委員 代表者氏名

森林組合法第108条の13第2項の規定により新設分割の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 新設分割理由書及び新設分割経過報告書
- 2 新設分割組合等及び新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員
の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類
- 3 総会（総代会）の議事録謄本（総会又は総代会の決議を経ないで新設分割
をする場合にあっては、理事会の議事録謄本）
- 4 設立委員会議の議事録謄本
- 5 設立委員選任録謄本
- 6 設立委員名簿
- 7 新設分割計画の謄本
- 8 最終事業年度に係る貸借対照表
- 9 森林組合法第108条の15において準用する同法第66条第2項の規定による
手続を経たことを証する書類
- (10 森林組合法第108条の15において準用する同法第67条第2項の規定によ
る手続を経たことを証する書類)
- (11 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第1項の規定
による通知の状況を記載した書類)

-
- (12 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第2項の規定による総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本)
 - (13 森林組合法施行規則第99条の4各号に掲げる事項を記載した書類)
 - (14 新設分割設立連合会に承継させる資産の合計額が新設分割組合等の資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類)
 - (15 新設分割組合等の総組合員又は総会員の6分の1以上の正組合員又は正会員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類)
-

様式第11号の4（第9条の4関係）

組織変更認可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名

森林組合法第100条の8第1項（第100条の16）の規定により株式会社（合同会社）への組織変更の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

（株式会社への組織変更の認可申請をしようとする場合）

- 1 組織変更計画の内容を記載した書類
- 2 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 組織変更を決議した総会の議事録謄本
- 4 組織変更後の株式会社の定款
- 5 森林組合法第100条の3第6項において準用する同法第66条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- （6 森林組合法第100条の3第6項において準用する同法第67条第2項の規定による手続を経たことを証する書類）

（合同会社への組織変更の認可申請をしようとする場合）

- 1 組織変更計画の内容を記載した書類
- 2 組織変更の決議時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 組織変更を決議した総会の議事録謄本
- 4 組織変更後の合同会社の定款
- 5 森林組合法第100条の18において準用する同法第66条第2項の規定による

手続を経たことを証する書類

- (6 森林組合法第 100条の18において準用する同法第67条第 2 項の規定による手続を経たことを証する書類)
-

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第324号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 氏名 | 担当する医療の種類 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|-----------|----------|---------------|----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 鈴木 一如 | 内科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 瀧野 真代 | 消化器内科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 野口 正 | 小児科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 中村 友祐 | 外科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 近藤 美穂 | 整形外科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 今井 達朗 | 整形外科 | 高岡市民病院 | 高岡市宝町4番1号 | 令和3年7月1日 |
| 泉田 俊秀 | 内科 | 黒部市民病院 | 黒部市三日市1108番地1 | 令和3年7月1日 |
| 浅海 吉傑 | 外科 | 市立砺波総合病院 | 砺波市新富町1番61号 | 令和3年7月1日 |

4 落札者の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号

5 落札金額

411,181,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年5月12日

土地改良区の役員の退任

常西用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年11月26日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 高 沢 俊 一 | 富山市田畠 545番地 |
| 同 | 山 本 哲 博 | 同 月岡町五丁目 453番地 |
| 同 | 新 山 善 一 | 同 吉岡 485番地 |
| 同 | 田 村 長 章 | 同 布市 721番地 |
| 同 | 上 野 正 憲 | 同 下堀 43番地 |
| 同 | 小 又 健三郎 | 同 新名 35番地 |
| 同 | 北 野 忠 敬 | 同 西番 218番地 |
| 同 | 中 川 忠 昭 | 同 中川原 368番地 |
| 同 | 大 辻 恒太郎 | 同 大島一丁目 88番地 |
| 同 | 吉 田 榮 一 | 同 新庄町二丁目14番7号 |
| 同 | 柳 内 正 夫 | 同 針原中町 1055番地 |
| 同 | 四ツ井 勉 | 同 浜黒崎 955番地 |

| | | | | |
|----|-----|----|---|--------------|
| 同 | 堀 | 健次 | 同 | 下富居一丁目14番33号 |
| 同 | 五十嵐 | 務 | 同 | 中島二丁目 1番15号 |
| 監事 | 五十嵐 | 恒明 | 同 | 桑原 97番地 |
| 同 | 山本 | 征隆 | 同 | 流杉 168番地 |
| 同 | 中村 | 行雄 | 同 | 大島二丁目 437番地 |

土地改良区の役員の就任

常西用水土地改良区の役員に次の者が令和2年11月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 堀井 貞夫 | 富山市馬瀬口 315番地 |
| 同 | 島倉 信雄 | 同 上千俵町 923番地 |
| 同 | 高安 邦夫 | 同 南金屋 425番地 |
| 同 | 布村 一郎 | 同 小杉 577番地 1 |
| 同 | 上野 正憲 | 同 下堀 43番地 |
| 同 | 北野 忠敬 | 同 西番 218番地 |
| 同 | 牧 成治 | 同 石屋 310番地 |
| 同 | 中川 忠昭 | 同 中川原 368番地 |
| 同 | 大辻 恒太郎 | 同 大島一丁目 88番地 |
| 同 | 盛田 重光 | 同 経堂一丁目 50番地 |
| 同 | 中松 敬之 | 同 町袋 255番地 |
| 同 | 坂井 義彦 | 同 日方江 1347番地 |
| 同 | 細川 清弘 | 同 飯野 120番地 2 |
| 同 | 五十嵐 務 | 同 中島二丁目 1番15号 |
| 監事 | 山本 哲博 | 同 月岡町五丁目 453番地 |
| 同 | 高盛 厚吉 | 同 本郷新 33番地 |

| | | | |
|---|------|---|--------------|
| 同 | 橋場芳夫 | 同 | 向新庄町五丁目8番21号 |
| 同 | 堀健次 | 同 | 下富居一丁目14番33号 |

土地改良区の役員の退任

新保用水土地改良区の役員であった次の者が令和3年1月12日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八 朗

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|-----|------|--------------|
| 理 事 | 高見隆夫 | 富山市任海 364番地 |
| 同 | 中山俊文 | 同 新保 871番地 |
| 同 | 高安吉男 | 同 秋ヶ島 565番地 |
| 同 | 佐藤良信 | 同 押上 196番地 |
| 同 | 堀忠英 | 同 栗山 152番地 |
| 同 | 角茂 | 同 吉倉 202番地 |
| 同 | 植野利作 | 同 塩 1801番地 |
| 監 事 | 福崎秀保 | 同 南中田 648番地1 |
| 同 | 友松順一 | 同 友杉 278番地 |
| 同 | 佐藤正夫 | 同 福居 138番地 |

土地改良区の役員の就任

新保用水土地改良区の役員に次の者が令和3年1月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八 朗

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-------------|
| 理事 | 高見隆夫 | 富山市任海 364番地 |
| 同 | 中山俊文 | 同 新保 871番地 |
| 同 | 青山俊一 | 同 吉倉 316番地 |
| 同 | 堀 忠英 | 同 栗山 152番地 |
| 同 | 河原正壽 | 同 福居 165番地 |
| 同 | 松森清志 | 同 秋ヶ島 564番地 |
| 同 | 前田稔明 | 同 塩 705番地 |
| 監事 | 中野隆信 | 同 新保 1073番地 |
| 同 | 桑名敬雄 | 同 友杉 260番地 |
| 同 | 西崎 晃 | 同 神通 31番地 |
| 同 | 陽 堅友 | 同 塚原 108番地 |

土地改良区の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和2年12月12日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------|
| 理事 | 木下晴雄 | 南砺市山斐 206番地 |
| 同 | 橋場武志 | 南砺市北市 167番地 |
| 同 | 坪本正樹 | 砺波市荒高屋 195番地 |
| 同 | 今井勝春 | 南砺市池尻 310番地 |
| 同 | 定司俊憲 | 南砺市上野 265番地 |
| 同 | 廣瀬慎一 | 砺波市本町 13番5号 |
| 同 | 清原昇一 | 砺波市新明 178番地 |
| 同 | 紫藤健一 | 砺波市狐島 528番地 |

| | | | |
|----|------|---------|--------|
| 同 | 横山敏夫 | 砺波市太田 | 2045番地 |
| 同 | 川原豊 | 高岡市戸出吉住 | 527番地 |
| 同 | 勘嶋繁紀 | 高岡市戸出竹 | 255番地 |
| 同 | 鷹西敏一 | 砺波市鷹栖 | 1768番地 |
| 同 | 朴木豊昭 | 砺波市宮森新 | 79番地 |
| 同 | 三屋勉 | 高岡市今泉 | 96番地 |
| 同 | 安田克則 | 射水市殿村 | 240番地 |
| 同 | 松岡樹 | 砺波市石丸 | 41番地 |
| 監事 | 岩倉秀一 | 南砺市岩屋 | 417番地 |
| 同 | 山田哲郎 | 砺波市五郎丸 | 587番地 |
| 同 | 佐々木章 | 射水市中野 | 620番地2 |

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用土地改良区連合の役員に次の者が令和2年12月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田八朗

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|----------------|
| 理事 | 城寶勇 | 南砺市野尻野 65番地 |
| 同 | 橋場武志 | 南砺市北市 167番地 |
| 同 | 田中一夫 | 南砺市院瀬見 178番地 |
| 同 | 土居野哲 | 砺波市庄川町天正 248番地 |
| 同 | 安達孝彦 | 南砺市松原新 1824番地3 |
| 同 | 紫藤健一 | 砺波市狐島 528番地 |
| 同 | 澤合文雄 | 高岡市醍醐 870番地 |
| 同 | 金平正 | 砺波市太田 1212番地 |
| 同 | 土田勤 | 砺波市大門 480番地 |

| | | | |
|----|------|----------|--------|
| 同 | 勘嶋繁紀 | 高岡市戸出竹 | 255番地 |
| 同 | 横川達乃 | 砺波市豊町二丁目 | 4番18号 |
| 同 | 鷹西敏一 | 砺波市鷹栖 | 1768番地 |
| 同 | 朴木豊昭 | 砺波市宮森新 | 79番地 |
| 同 | 三屋勉 | 高岡市今泉 | 96番地 |
| 同 | 安田克則 | 射水市殿村 | 204番地 |
| 監事 | 中澤邦夫 | 南砺市蛇喰 | 1200番地 |
| 同 | 杉本庄一 | 砺波市中野 | 391番地 |
| 同 | 竹島孝一 | 射水市生源寺 | 305番地1 |

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が令和3年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八郎

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|------------|
| 理事 | 松岡 樹 | 砺波市石丸 41番地 |

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和3年2月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八郎

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 中川 忠昭 | 富山市中川原 368番地 |

| | | | | |
|-----|---------|---|-----------|---------|
| 同 | 堀 健 次 | 同 | 下富居一丁目 | 14番33号 |
| 同 | 上 野 正 憲 | 同 | 下堀 | 43番地 |
| 同 | 大 辻 恒太郎 | 同 | 大島一丁目 | 88番地 |
| 同 | 奥 村 隆 | | 中新川郡立山町野村 | 218番地 |
| 同 | 住 松 幹 也 | 同 | 同 野口 | 45番地 |
| 同 | 野 澤 幸 雄 | 同 | 同 浦田 | 1193番地 |
| 同 | 酒 井 務 | 同 | 同 利田 | 382番地 2 |
| 監 事 | 山 本 哲 博 | | 富山市月岡町五丁目 | 453番地 |
| 同 | 稲 生 貞 吉 | | 中新川郡舟橋村舟橋 | 1081番地 |

土地改良区の役員の就任

常願寺川沿岸用土地改良区連合の役員に次の者が令和3年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 中 川 忠 昭 | 富山市中川原 368番地 |
| 同 | 堀 井 貞 夫 | 同 馬瀬口 315番地 |
| 同 | 坂 井 義 彦 | 同 日方江 1347番地 |
| 同 | 細 川 清 弘 | 同 飯野 120番地 2 |
| 同 | 亀 山 彰 | 中新川郡立山町岩嶺寺 151番地 |
| 同 | 住 松 幹 也 | 同 同 野口 45番地 |
| 同 | 酒 井 務 | 同 同 利田 382番地 2 |
| 同 | 稲 生 貞 吉 | 同 舟橋村舟橋 1081番地 |
| 監 事 | 北 野 忠 敬 | 富山市西番 218番地 |
| 同 | 坂 井 義 弘 | 中新川郡立山町下段 275番地 |

土地改良区の役員の退任

小矢部市土地改良区の役員であった次の者が令和3年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 吉 田 忠 嗣 | 小矢部市道坪野 1259番地 |
| 同 | 沼 田 市 郎 | 同 蓮沼 457番地 |
| 同 | 川 高 正 義 | 同 道林寺 265番地 |
| 同 | 山 口 誠 一 | 同 了輪 505番地 |
| 同 | 山 田 義 三 | 同 田川 7273番地 |
| 同 | 野 手 忠 秋 | 同 福上 160番地 |
| 同 | 白 井 中 | 同 島 195番地 |
| 同 | 葭 田 隆 治 | 同 赤倉 146番地 |
| 同 | 砂 田 清 三 | 同 七社 12番地 |
| 同 | 小 倉 良 成 | 同 石名田 12番地 |
| 同 | 福 島 正 力 | 同 芹川 1365番地 |
| 同 | 島 崎 四 郎 | 同 岡 800番地 |
| 同 | 上 田 成 志 | 同 金屋本江 485番地 |
| 同 | 田 屋 與 二 | 同 水牧 175番地 |
| 同 | 槻 尾 義 治 | 同 下中 38番地 |
| 同 | 萩 沢 正 儀 | 同 末友 675番地 |
| 同 | 吉 田 裕 | 同 松尾 5095番地 |
| 同 | 上 山 吉 信 | 同 白谷 1776番地 |
| 同 | 坂 田 良 俊 | 同 小森谷 67番地 |
| 同 | 荒 永 誠 治 | 同 平桜 6140番地 |
| 同 | 金 森 善 博 | 同 浅地 15番地 |
| 同 | 石 黒 辰 二 | 同 浅地 255番地 |

| | | | | |
|----|------|---|------|--------|
| 同 | 石田義弘 | 同 | 矢水町 | 10番地 |
| 同 | 福江清徳 | 同 | 戸久 | 9026番地 |
| 同 | 三輪和雄 | 同 | 箕輪 | 375番地1 |
| 同 | 小西正雄 | 同 | 清水 | 166番地 |
| 同 | 高田喜明 | 同 | 水島 | 1245番地 |
| 同 | 小山良市 | 同 | 下後亟 | 796番地 |
| 同 | 今井信昭 | 同 | 経田 | 298番地 |
| 同 | 砂崎榮盛 | 同 | 胡麻島 | 175番地 |
| 同 | 櫻井森夫 | 同 | 後谷 | 752番地1 |
| 同 | 居島秀夫 | 同 | 石王丸 | 693番地 |
| 監事 | 中島民一 | 同 | 宮中 | 594番地 |
| 同 | 上田千治 | 同 | 金屋本江 | 398番地 |
| 同 | 田中勉 | 同 | 戸久 | 220番地 |
| 同 | 山室秀隆 | 同 | 下後亟 | 598番地 |

土地改良区の役員の就任

小矢部市土地改良区の役員に次の者が令和3年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八朗

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 多加健司 | 小矢部市谷坪野 1463番地1 |
| 同 | 沼田市郎 | 同 蓮沼 457番地 |
| 同 | 加賀谷良雄 | 同 同 188番地 |
| 同 | 山口誠一 | 同 了輪 505番地 |
| 同 | 葭田隆治 | 同 赤倉 146番地 |
| 同 | 小倉良成 | 同 石名田 12番地 |
| 同 | 福島正力 | 同 芹川 1365番地 |

| | | | | |
|----|------|---------|------|---------|
| 同 | 上田千治 | 同 | 金屋本江 | 398番地 |
| 同 | 藤田俊弘 | 同 | 水牧 | 285番地 |
| 同 | 槻尾義治 | 同 | 下中 | 38番地 |
| 同 | 三箇孝信 | 同 | 棚田 | 2233番地 |
| 同 | 畑悦男 | 同 | 名畑 | 5300番地 |
| 同 | 唐嶋宏 | 同 | 浅地 | 217番地 |
| 同 | 石田義弘 | 同 | 矢水町 | 10番地 |
| 同 | 福江清徳 | 同 | 戸久 | 9026番地 |
| 同 | 川原幸雄 | 同 | 矢水町 | 700番地 |
| 同 | 三輪和雄 | 同 | 箕輪 | 375番地 1 |
| 同 | 柴田敏明 | 同 | 水島 | 525番地 |
| 同 | 山室秀隆 | 同 | 下後亟 | 598番地 |
| 同 | 高田正実 | 同 | 胡麻島 | 116番地 |
| 同 | 櫻井森夫 | 同 | 後谷 | 752番地 1 |
| 同 | 五十嵐誠 | 射水市中太閤山 | 10丁目 | 65番地 |
| 監事 | 前田昭夫 | 小矢部市論田 | | 369番地 |
| 同 | 島田弘 | 同 | 道明 | 30番地 |
| 同 | 萩沢正儀 | 同 | 末友 | 675番地 |
| 同 | 木下浩明 | 同 | 興法寺 | 352番地 |

土地改良区の役員の退任

砺波市土地改良区の役員であった次の者が令和3年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八郎

| 職名 | 氏名 | 住 所 | |
|----|------|-------|---------|
| 理事 | 山田真生 | 砺波市千代 | 240番地 |
| 同 | 吉田孝夫 | 同 東保 | 598番地 2 |

| | | | | |
|----|------|---|--------|---------|
| 同 | 太田英將 | 同 | 中野 | 82番地 |
| 同 | 小竹勝則 | 同 | 矢木 | 235番地 |
| 同 | 松永義則 | 同 | 千保 | 127番地 |
| 同 | 尾田武之 | 同 | 太田 | 868番地 |
| 同 | 田嶋光範 | 同 | 柳瀬 | 913番地 |
| 同 | 神島敏之 | 同 | 神島 | 293番地 |
| 同 | 上江崇春 | 同 | 五郎丸 | 975番地 |
| 同 | 永田俊満 | 同 | 苗加 | 522番地 |
| 同 | 小倉久司 | 同 | 鷹栖 | 1083番地 |
| 同 | 中村栄克 | 同 | 狐島 | 535番地 |
| 同 | 宮井藤市 | 同 | 東中 | 26番地 |
| 同 | 吉岡敏明 | 同 | 高波 | 716番地 |
| 同 | 八田浩資 | 同 | 頼成 | 335番地 |
| 同 | 山岸銀七 | 同 | 市谷 | 630番地 |
| 同 | 竹部豊一 | 同 | 東別所 | 1302番地 |
| 同 | 田中勲 | 同 | 庄川町古上野 | 255番地 |
| 同 | 石黒和夫 | 同 | 庄川町青島 | 265番地 |
| 同 | 小谷憲夫 | 同 | 庄川町庄 | 1529番地 |
| 同 | 小川修司 | 同 | 庄川町金屋 | 1035番地 |
| 監事 | 荒川弘章 | 同 | 福岡 | 223番地 |
| 同 | 津田陽一 | 同 | 東石丸 | 225番地 2 |
| 同 | 地守寛 | 同 | 神島 | 433番地 |
| 同 | 柳原和夫 | 同 | 西中 | 298番地 |

土地改良区の役員の就任

砺波市土地改良区の役員に次の者が令和3年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 小 竹 勝 則 | 砺波市矢木 235番地 |
| 同 | 藤 井 英 樹 | 同 上中野 98番地 |
| 同 | 松 永 義 則 | 同 千保 127番地 |
| 同 | 尾 田 武 之 | 同 太田 868番地 |
| 同 | 田 嶋 光 範 | 同 柳瀬 913番地 |
| 同 | 神 島 敏 之 | 同 神島 293番地 |
| 同 | 上 江 崇 春 | 同 五郎丸 975番地 |
| 同 | 水 木 修 | 同 苗加 405番地 |
| 同 | 澤 田 憲 男 | 同 鷹栖 1608番地 |
| 同 | 中 村 栄 克 | 同 狐島 535番地 |
| 同 | 横 川 三千夫 | 同 東中 21番地 |
| 同 | 仁 木 芳 行 | 同 高波 186番地 |
| 同 | 齊 藤 和 雄 | 同 石丸 256番地 |
| 同 | 高 畠 尚 志 | 同 頼成 305番地 |
| 同 | 吉 田 孝 夫 | 同 東保 598番地 2 |
| 同 | 山 岸 銀 七 | 同 市谷 630番地 |
| 同 | 竹 部 豊 一 | 同 東別所 1302番地 |
| 同 | 前 野 久 | 同 庄川町高儀新 188番地 |
| 同 | 柴 田 秀 之 | 同 庄川町示野 298番地 |
| 同 | 堀 田 敬 三 | 同 庄川町庄 4245番地 |
| 同 | 小 川 修 司 | 同 庄川町金屋 1035番地 |
| 監 事 | 津 田 陽 一 | 同 東石丸 225番地 2 |
| 同 | 西 島 靖 昌 | 同 鷹栖 1562番地 |
| 同 | 水 戸 哲 男 | 同 高波 385番地 |
| 同 | 坂 井 一 雄 | 同 安川 1735番地 5 |

土地改良区の役員の退任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和3年3月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 山 外 一 郎 | 氷見市一芻 1947番地 |
| 同 | 江 添 良 春 | 同 稲積 2190番地 1 |
| 同 | 野 畑 勝 弘 | 同 柳田 2810番地 |
| 同 | 堀 井 重 則 | 同 島尾 1942番地 |
| 同 | 谷 幸 太 郎 | 同 神代 2511番地 |
| 同 | 齊 藤 博 | 同 惣領 2159番地 |
| 同 | 飯 野 健 | 同 飯久保 1592番地 |
| 同 | 中 島 秀 之 | 同 上久津呂 157番地 |
| 同 | 東 清 夫 | 同 七分一 643番地 1 |
| 同 | 山 崎 俊 政 | 同 谷屋 558番地 1 |
| 同 | 坂 本 繁 雄 | 同 田江 720番地 |
| 同 | 瀬 戸 良 則 | 同 久目 796番地 |
| 同 | 孫 田 幸 正 | 同 鞍川 1514番地 |
| 同 | 堤 下 強 | 同 稲積 310番地 |
| 同 | 舟 塚 健 一 | 同 余川 299番地 |
| 同 | 田 中 昭 一 | 同 上余川 380番地 |
| 同 | 向 教 一 | 同 小滝 573番地 |
| 同 | 瀬 戸 正 次 | 同 森寺 153番地 3 |
| 同 | 松 波 孝 之 | 同 藪田 961番地 |
| 同 | 太 田 直 茂 | 同 宇波 4810番地 |
| 同 | 長 瀬 潔 | 同 平沢 1087番地 |
| 監 事 | 林 英 男 | 同 堀田 1695番地 |

| | | | | |
|---|------|---|----|--------|
| 同 | 廣田実 | 同 | 早借 | 2591番地 |
| 同 | 藤井清治 | 同 | 間島 | 1番地3 |
| 同 | 田中義明 | 同 | 阿尾 | 595番地 |

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員に次の者が令和3年3月31日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八朗

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 江添良春 | 氷見市稲積 2190番地1 |
| 同 | 大野一也 | 同 朝日丘 13番30号 |
| 同 | 安平英樹 | 同 園 668番地 |
| 同 | 谷口泰一 | 同 上田子 1199番地 |
| 同 | 山下壽明 | 同 堀田 1786番地 |
| 同 | 根山仁志 | 同 鞍骨 1070番地 |
| 同 | 飯野健 | 同 飯久保 1592番地 |
| 同 | 中島秀之 | 同 上久津呂 157番地 |
| 同 | 上治雄 | 同 泉 3034番地 |
| 同 | 山崎俊政 | 同 谷屋 558番地1 |
| 同 | 坂本繁雄 | 同 田江 720番地 |
| 同 | 瀬戸良則 | 同 久目 796番地 |
| 同 | 孫田幸正 | 同 鞍川 1514番地 |
| 同 | 干越教司 | 同 稲積 717番地 |
| 同 | 猶明孝信 | 同 余川 3650番地 |
| 同 | 田中昭一 | 同 上余川 380番地 |
| 同 | 向教一 | 同 小滝 573番地 |
| 同 | 嶋田義一郎 | 同 阿尾 1番地 |

| | | | | |
|----|-------|---|-----|--------|
| 同 | 松波孝之 | 同 | 藪田 | 961番地 |
| 同 | 安居正美 | 同 | 宇波 | 4826番地 |
| 同 | 長瀬 潔 | 同 | 平沢 | 1087番地 |
| 監事 | 七瀬良和 | 同 | 鞍川 | 930番地3 |
| 同 | 出崎栄一 | 同 | 泊 | 25番地 |
| 同 | 水野間 哲 | 同 | 余川 | 7907番地 |
| 同 | 荒井俊治 | 同 | 仏生寺 | 6431番地 |
| 同 | 杉本章 | 同 | 久目 | 702番地 |

土地改良区の役員の退任

上市町土地改良区の役員であった次の者が令和3年2月11日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八 朗

職名 氏名

住 所

理事 佐々木 正 男

中新川郡上市町中小泉 168番地

土地改良区の役員の就任

上市町土地改良区の役員に次の者が令和3年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新田 八 朗

職名 氏名

住 所

理事 佐近 達 実

中新川郡上市町中小泉 228番地

土地改良区の役員の就任

立山町土地改良区の役員に次の者が令和3年3月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 安 田 勇 | 中新川郡立山町泊新 103番地 |
| 同 | 森 井 忠 昭 | 同 同 西大森 546番地 |
| 同 | 藤 川 重 文 | 同 同 利田 1702番地 |

土地改良区の役員の就任

大久保用水土地改良区の役員に次の者が令和3年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 湯 浅 義 之 | 富山市上大久保 618番地23 |

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年7月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

BOXライセンス 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 5 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
329,060,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
令和 3 年 4 月 23 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

令和 3 年 7 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
富山県庁情報通信網（庁内 LAN） ノート型パソコン 1,550 台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 4 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り 3 番 1 号

- 5 落札金額
132,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年3月15日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年5月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月7日

富山県監査委員 筱岡 貞郎
富山県監査委員 永森 直人
富山県監査委員 天坂 幸治
富山県監査委員 伊東 尚志

| 1 監査対象箇所 | | 監査年月日 |
|-------------|----------------|-----------|
| 地方創生局 | 富山空港管理事務所 | 令和3年5月26日 |
| 厚生部 | 砺波学園 | 令和3年5月18日 |
| 土木部 | 和田川ダム管理事務所 | 令和3年5月28日 |
| 同 | 子撫川統合ダム管理事務所 | 令和3年5月24日 |
| 人事委員会 | 人事委員会事務局 | 令和3年5月11日 |
| 労働委員会 | 労働委員会事務局 | 令和3年5月11日 |
| 富山海区漁業調整委員会 | 富山海区漁業調整委員会事務局 | 令和3年5月11日 |
| 内水面漁場管理委員会 | 内水面漁場管理委員会事務局 | 令和3年5月11日 |

| | | | |
|---|-------|----------------|------------------|
| 6 | 上から 1 | 射水市本開発土地区画整理組合 | 射水市本開発地区土地区画整理組合 |
|---|-------|----------------|------------------|

